

## 排水設備指定工事店の指定申請確認票

商号又は名称

代表者氏名

㊦

番号	項目	備考	提出書類		チェック 注)1	
			個人	法人		
1	排水設備指定工事店指定申請書	指定様式第1号	○	○		
2	履歴書	法人の場合は代表者	○	○		
	身分証明書(本人)	市町村	○	○		
3	住民票抄本		○	○		
	定款の写し	奥書証明必要	/	○		
	商業登記簿謄本	法務局	/	○		
4	営業所の平面図	指定様式第1号-2	○	○		
	営業所の付近見取図	指定様式第1号-2	○	○		
	営業所の写真	外観及び内観	○	○		
5	工事経歴書	過去2年分	○	○		
6	従業員名簿(人)	指定様式第1号-3	○	○		
7	諸証明書 注)2					
	法人の場合	法人税、消費税及び地方消費税(国税)納税証明書(未納の税額がないことの証明)	税務署	/	○	
		法人事業税、法人県民税(県税)納税証明書	地方県事務所	/	○	
		法人市町民税 納税証明書	市町村	/	○	
		固定資産税 納税証明書	市町村	/	○	
		資産証明書	市町村	/	○	
	個人の場合	消費税及び地方消費税(国税)納税証明書(未納の税額がないことの証明)	税務署	○	/	
		個人事業税 納税証明書	地方県事務所	○	/	
		個人市町村県民税 納税証明書	市町村	○	/	
		固定資産税 納税証明書	市町村	○	/	
		国民健康保険税 納税証明書	市町村	○	/	
		資産証明書	市町村	○	/	
8	印鑑証明書	法務局又は市町村	○	○		
9	専属責任技術者名簿(人)	指定様式第2号	○	○		
	責任技術者証の写し		○	○		
10	所有設備機械・器具調書(写真含む)	指定様式第1号-4	○	○		
11	排水設備清掃機器調書(写真含む)	指定様式第1号-5	○	○		

注)1 確認された項目:レ(チェックマークを記入)

未提出の項目又は訂正等を必要とする項目:×

証明関係図書で揃えられない項目(存在がないもの):-

注)2 各種納税証明書は滞納がないこと

(裏面もご覧下さい)

## 注意事項

### ★申請書関係

- ・証明書は全て原本で提出願います
- ・工事店の営業所が賃貸の場合、賃貸契約書を提出していただきます。
- ・身分証明書は各市町村の戸籍担当で発行しております。
- ・別紙一覧提出書類のほかにも必要により書類の提出を求められることがあります。

### ★所有設備機械・器具調書

最低限必要なもの

- ・管内確認用ミラー・ライト
- ・レベル 一式
- ・サンダー
- ・スコップ
- ・トラック
- ・発電機
- ・水平器
- ・テープ
- ・その他

※リースは不可

### ★排水設備清掃機器調書

最低限必要なもの

- ・ラバーカップ
- ・ドレンクリーナー
- ・その他

※リースは不可

#### 1. 衝撃式清掃機器とは

空気や水を圧縮し、排水管又は排水器具に瞬間的な衝撃を与えることで水と一緒に排水管内の汚物等を強制的に排除させる器具。

例 ウォーターラム

ラバーカップ

#### 2. 手動式清掃機器

手動式の清掃器具については様々あるが一般的なものは継ぎ足し式のロッドやピアノ線をコイル状に巻いたフレキシブルワイヤーある。また先端にカッターやワイヤブラシのついたヘッドを取付け、人力により排水管内へ挿入し固形物を引き出したり、掻き落とし流水とともに流し出す器具。

例 ロッド

フレキシブルワイヤー

## 排水設備等指定工事店指定申請書について

指定申請に係る各提出書類は次の項目毎に確認してください。

作成した書類はフラットファイル（A4版）に綴って提出願います。

- (1)-1 排水設備指定店の指定申請確認表（書類が揃っているものにチェックマークを記入）
- (1)-2 排水設備指定工事店指定申請書（様式第1号）
  - ①様式の確認
  - ②住所、商号又は名称、電話番号、代表者役職名及び氏名の確認
  - ③電話番号は市外局番から
- (2)-1 申請者の履歴書
  - ①申請書に記載された人間であるかどうかの確認（写真貼付のこと）
  - ②履歴書の内容についての確認（偽り等あるかないか）
- (2)-2 身分証明書
  - ①市町村長発行のもので原本であること
  - ②破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者ではないこと
  - ③精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者ではないこと
- (3)-1 住民票（抄本）
  - ①市町村長発行のもので原本であること
- (3)-2 定款の写し
  - ①法人組織として運営されているかどうかの確認（奥書証明のこと）
- (3)-3 登記簿謄本
  - ①法人組織としての登録の有無の確認
  - ②原本であること（写しは不可）
- (4)-1 営業所の平面図（様式第1号-2）
  - ①事務所、倉庫等の配置及び事務所内の配置を確認
  - ②平面図は任意の縮尺とする。
- (4)-2 営業所の付近見取図
  - ①目標物、幹線道路名等が記入されており、第三者が見ても分かること
  - ②営業所が県内に存在していることの確認
- (4)-3 営業所等の写真
  - ①営業所の外観は遠方向からのを2枚位（そのうち1枚には営業所の看板等、営業所であることが明確に判断されるものが必ず入っていること、文字が小さく確認しにくいものは不可）、及び事務室内2枚程度
  - ②いずれもカラーサービス版であり最新かつ鮮明な写真であること（デジタルカメラ写真も可）

- (5) 工事経歴書
- ①様式の指定は無いが、発注者、元請・下請の別、工事名、工事金額、工事を実施した都道府県、工事着手年月、工事完了年月（未完了工事の場合は完了予定年月）が明記されているものであること
  - ②過去2年間排水設備工事に関係なく営業の有無の確認
- (6) 従業員名簿
- ①従業員全員について記入されていること
  - ②責任技術者とその他の従業員毎に別記してあること
- (7)-1 納税証明書
- 法人の場合：法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、法人県民税、法人市民税、固定資産税の各納税証明書（過去1年）
- 個人の場合：消費税及び地方消費税、個人事業税、個人市町県民税、固定資産税、国民健康保険税の各納税証明書（過去1年）
- ①いずれも原本であること
  - ②滞納が無いこと
- (7)-2 資産証明書
- 過去1年に所有している土地建物償却資産
- ①原本であること
  - ②営業所の土地建物が自己所有でない場合、賃貸契約書写し添付のこと（無償賃貸の場合を含む）
- (8) 印鑑証明書
- ①原本であること
  - ②法人の場合は、法人の代表者印、個人の場合は個人の印鑑証明書
- (9) 専属責任技術者名簿及び東松島市排水設備等工事責任技術者証の写し（様式第2号）
- ①必ず1会社等に1人以上存在すること
  - ②会社内で東松島市（旧矢本町・鳴瀬町）に登録手続きした者全員であること
  - ③専属を確認できるものを添付（様式2号の添付書類を参考）
- (10) 所有設備機械・器具調書
- ①会社が所有している機械・器具であること
  - ②最低限排水設備工事に必要な機械・器具があること（別紙 ※1 参考）
  - ③レベル（水準器）、スタッフ（箱尺）は必ず所有していること
  - ④所有設備機械・器具の写真（台帳に張り付け名称等を記入すること）
- (11) 排水設備用清掃機器調書
- ①最低限清掃機器類を所有していること、リースは不可（別紙 ※2 参考）
  - ②排水設備用清掃機器の写真（台帳に張り付け名称等を記入すること）（集合写真も可です）